

【第22回】

高齢者福祉施設の火災と消防法令の強化(6) スプリンクラー設備を設置することを 要しない構造

規則第12条の2の新設と改正

平成19年6月に消防法施行令第12条第1項第1号(当時)が改正され、平成21年4月から令別表第一(6)項口に係るスプリンクラー設備の設置規制が強化(延べ面積1,000㎡以上→275㎡以上)されたことを受け、消防法施行規則に、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造等について定める第12条の2が追加された(平成19年6月)。

その後、長崎市のグループホームの火災(平成25年2月)を受けて平成25年12月に(6)項口に係るスプリンクラー設備の設置基準の面積制限が撤廃され(施行は平成27年4月)、さらに福岡市の整形外科医院の火災(平成25年10月)を受けて平成26年10月に(6)項イ関係についても同様の規制強化が行われた(施行は平成28年4月)。スプリンクラー設備についてこのように段階的に規制強化が行われたことを受け、平成26年3月と10月に規則第12条の2も改正されて現在の形になっている。

令別表第一の改正

上記では簡略化のために(6)項イとか(6)項口などと書いたが、「スプリンクラー設備の設置対象の拡大」という強い規制強化を行うたびに、その規制対象を特に火災危険性の高いものに絞り込まざるをえなくなり、令別表第一についても改正が重ねられた。

特別養護老人ホーム松寿園の火災を受けて昭和62年10月にスプリンクラー設備の設置基準が強化された時には「…床面積の合計が6,000㎡(同表(6)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあっては3,000㎡、同表(6)項口に掲げる防火対象物の

うち身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所するものとして自治省令で定めるものにあつては1,000㎡)以上のもの(令第12条第1項第3号(当時))」という書きぶり、令別表第一は改正されず、省令によって措置された。

平成21年4月施行のスプリンクラー設備の設置基準の強化(上記)の際には、令別表第一(6)項口がロとハに分けられ(旧(6)項ハは(6)項ニに移行)、特に火災の際の人命危険性が高い用途については(6)項口としてスプリンクラー設備の設置強化の対象とされる一方、それ以外のものについては(6)項ハとして据え置かれた。

また、平成25年12月の(6)項口の設置基準に係る面積制限の撤廃の際には、(6)項口を(1)から(5)に分け、(1)(養護老人ホーム等)と(3)(乳児院)については原則として全てその対象とする一方、(2)、(4)及び(5)については、介助がなければ避難できない者を主として入所させるもののみをその対象とすることとされた。

さらに、福岡の整形外科医院の火災を受けて行われた平成26年10月の政令改正に合わせて令別表第一もさらに改正され、(6)項イも含めて(1)(2)…や(i)(ii)などと細かく仕分けられるようになり、これらの結果、令別表第一の中で(6)項だけが特に細かく分類されるようになった。

また、以上の規制強化の際に、(16)項イ又は(16)の2)項の防火対象物についても、スプリンクラー設備の設置規制が強化された用途に供される部分が存するものは、当該用途部分については同様に規制強化の対象とされた。

近年、高齢者福祉施設であれば小規模なものでも原則としてスプリンクラー設備を設置することが義務づけられたが、これと並行して、建築構造上一定の措置を講じたものについてはその設置を免除することができるように措置された。この規定は、なかなか難解なので、並行して改正された令別表第一(6)項口の改正経緯などとともに整理しておきたい。

以上のような経緯で、政令や規則の条文表現は非常に難解なものとなってしまったが、極めて強い規制強化を行うために規制対象をピンポイントで絞り込んだ結果であり、やむを得ないのかも知れない。

なお、本稿では、「スプリンクラー設備の設置基準に係る面積制限の撤廃」の対象となっている防火対象物を、以後「(6)項口等」ということとする。

規則第12条の2と規則第13条

スプリンクラー設備は設置にも維持管理にも相当の費用を要するため、「建築構造上一定の措置を講じた場合には、スプリンクラー設備を設置したのと同様の安全性が確保できると考えて、その設置を免除する」という考え方は、昭和36年の政令制定当初からあった(消防法施行規則第13条)。

規則第13条は、当初は、「内装が難燃材料でなされ、開口部の合計面積が4㎡以下で、かつ、それぞれ甲種防火戸(現在の特定防火設備)が設置されていれば、スプリンクラー設備の設置を免除できる」という程度の、簡単でかつ今から考えるとかなり甘いものだったが、千日デパートビル火災に伴うスプリンクラー設備の設置強化(昭和47年12月改正)の施行に合わせて昭和48年6月に改正され、現在の規則第13条第2項(改正当時は第1項)に近い形に整備された。

規則第12条の2は、規則第13条の考え方をベースに、(6)項口等向けに特別に設けられた規定である。

基準面積

規則第12条の2を読み解くには、まず第1項第

1号に出てくる「基準面積」という用語を理解しなければならない。

基準面積とは、「令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計をいう。」とされている。令第12条第2項第3号の2は特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又はその部分を規定する条文であり、当該床面積は「防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積」とされている。

この総務省令で定める部分は、規則第13条の5の2(防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分)で示されている。その要件は、①用途(同条第1号)、②構造(同条第2号)及び③階と床面積の組み合わせ(同条第3号)から成っている。

①用途は、規則第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分とされ、具体的には、

7号：手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室

8号：レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

である。

また②構造は、次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であることとされている。

イ 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けた部分

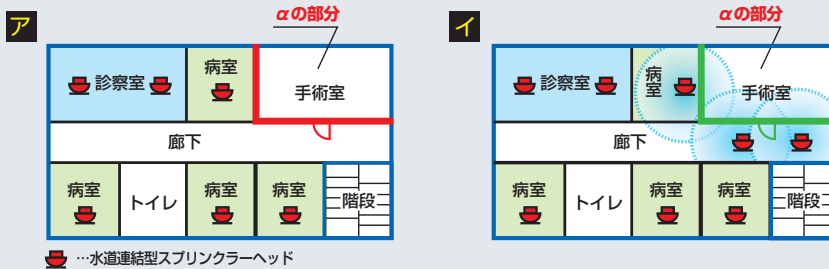
■基準面積（消防法施行規則第12条の2）

延べ面積 - α = 基準面積

防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分“α”の要件（消防法施行規則第13条の5の2）

①と②のいずれにも該当する必要がある。

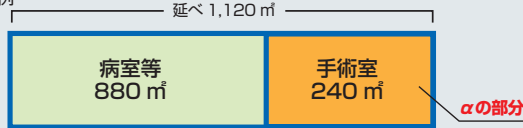
- ① 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室、レントゲン室等
- ② 次のいずれかに該当
 - ア ①の部分と病室、廊下等が準耐火構造で区画され、開口部に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの）を設置
 - イ ①の部分と病室、廊下等が不燃材料で区画され、開口部に不燃材料で造られた戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの）を設置し、隣接する部分の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの



…水道連結型スプリンクラーヘッド

●基準面積が1,000㎡未満であることの判定

病院（6）項イ（1）の例



判定

延べ面積は1,120㎡となるが、手術室を除いた基準面積は1,000㎡未満となり、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が可能。

※延べ面積から除外できる部分の合計は延べ面積の1/2までとされているため、延べ面積が2,000㎡以上の場合は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は設置できない。

「一般財団法人日本消防設備安全センター「病院・診療所等」リーフレットより抜粋」違反是正支援センター作成「消防用設備等設置に関わる消防法令の改正

□ 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた部分であつて、当該部分に隣接する部分（規則第13条第3項第6号に掲げる部分（直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所）を除く。）の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

さらに③階と床面積の組み合わせは、1,000㎡以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500㎡以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと、とされている。

なお、この基準面積には上限が設定されており、防火対象物の延べ面積の2分の1までとされている（規則第13条の5の2）。

要約すれば、病院等に手術室やレントゲン室等スプリンクラー設備を設置することが適当でない用途部分がある場合、その部分が他の部分からの延焼の恐れが少なく、かつ、床面積が一定以下であれば、どの程度の区画性能を持たせればスプリンクラーを免除できるかどうかという判断は、延べ面積でなく、延べ面積からその床面積（延べ面積の半分が限度）を差し引いた面積（基準面積）を用いて判定する、とされているのである。